

## 福祉・介護職員等特定処遇改善加算に係る情報公開（見える化要件）

2022年4月1日  
社会福祉法人大空の会

### 「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」とは

福祉・介護職員の処遇改善については、これまで取組が行われてきましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、福祉・介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う報酬改定において対応することとされました。

この事を受けて、令和元年度の報酬改定において、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。

当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

### 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること。
- ・ 職場環境要件について、複数の取組を行っていること。
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること。

### 見える化要件とは

福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の算定要件の「見える化」に向けた取り組みについて、福祉・介護職員等特定処遇改善の賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を「情報公表制度」や事業者のホームページを活用するなどして、外部から見える形で公表することになっています。

### 当法人の職場環境等要件の取組状況

分類	内容
入職促進に向けた取組	<input checked="" type="checkbox"/> 法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化

<p>資質の向上やキャリアアップに向けた支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☑ 働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等</li> <li>☑ エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等の導入</li> </ul>
<p>両立支援・多様な働き方の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☑ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備</li> <li>☑ 有給休暇が取得しやすい環境の整備</li> <li>☑ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職業相談窓口の設置等相談体制の充実</li> </ul>
<p>腰痛を含む心身の健康管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☑ 福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入及び研修等による腰痛対策の実施</li> <li>☑ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施</li> <li>☑ 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施</li> <li>☑ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備</li> </ul>
<p>生産性向上のための業務改善の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☑ タブレット端末やインカム等の ICT 活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減</li> <li>☑ 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳、下膳などのほか、経理や庶務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化</li> <li>☑ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減</li> </ul>
<p>やりがい・働きがいの構成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☑ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善</li> <li>☑ 利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供</li> </ul>